## 后川来公報

令和元年5月14日(火曜日)

号

外

(第 1 号)

目 次

## 教育委員会

○石川県教育委員会規則第6号の公布公告

1

## 教育委員会

石川県教育委員会規則第6号の公布公告

石川県教育委員会公告式規則(昭和31年石川県教育委員会規則第4号)第2条第3項ただし書の規定により、次のとおり事務局前の掲示場に掲示して公布した。

令和元年5月14日

石川県教育委員会

規則の一部を改正する規則をここに公布する。 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める

平成三十一年四月二十六日

石川県教育委員会

## 石川県教育委員会規則第六号

額を定める規則の一部を改正する規則独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する

規則(昭和三十五年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の額のうち学校の設置者が保護者等から徴収する額を定める

を「千七百七十円」に改める。第二条の表高等学校の項中「千五百十円」を「千七百七十円」に改め、同表特別支援学校の項中「千五百十円」

宝 宝

この規則は、公布の日から施行する。

(1箇月2,350円送料とも)